

事業計画の変更

(平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号 農地法関係事務処理要領第4の6の(3)
改正令和5年3月31日4経営第3238号・4農振第3647号参照)

第1 事業計画変更の承認

農地転用の許可を受けた後、①許可に係る目的を達成することが困難となり、当該事業計画を変更しようとする場合、②当該転用事業者に代わって許可に係る土地について他の事業者が当該事業を承継する場合（事業目的を変更して承継する場合を含む。）、③事業目的を変更しないが事業計画区域の拡大等を行う場合、④施設配置のレイアウトの変更等で農地転用許可基準上の判断を改めて行う必要がある場合等は、許可権者の承認を受けることが必要である。

第2 承認の基準

許可権者は、転用事業者（承継の場合は、転用事業者と承継者の連署）事業計画変更の申請を行わせ、当該申請が次のすべてに該当するとき、これを承認することができる。

- (1) 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者（転用事業者が所有権以外の権原に基づき転用事業に供するものである場合にあっては、所有者。以下同じ）によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。
- (2) 許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。
- (3) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。
- (4) 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。
- (5) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。
- (6) 上記各号のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

第3 事業計画変更申請の手続き

事業計画の変更承認を受けようとする者は、申請書を農地転用許可申請の手続きに準じて許可権者に提出しなければならない。

なお、現況が農地でない場合であっても転用事業が完了していない場合は、事業計画変更手続きを要する。

1 事業計画変更承認申請者

- (1) 許可を受けた転用事業者が、許可の目的を変更しようとする場合
 - 法第4条許可の場合は当該転用事業者
 - 法第5条許可が所有権以外の権利設定である場合は当初の申請者（両当事者）

(2) 許可を受けた転用事業者（当初の計画者）に代わって、それ以外の者（承継者）が、許可に係る土地について転用事業（許可の目的を変更する場合を含む。）をしようとする場合

- 当初の計画者と承継者

2 事業計画変更承認申請書の様式（参考様式第9号・第10号）

3 事業計画変更承認書の様式

- 許可の目的を変更する場合（参考様式第11号）
- 転用事業を承継する場合（許可の目的を変更する場合を含む。）（参考様式第12号）

4 添付書類

事業計画変更承認申請書には、転用許可申請の添付書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 変更前の事業計画について関係者の同意若しくは意見（例えば、水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を得ている場合又は変更後の事業計画について関係者の同意若しくは意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画の変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し
- (2) 変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等の形で関与している場合は、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書。
- (3) 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書。
- (4) 事業計画変更についての関係地元住民の意向及びこれに対する申請者の見解。

5 申請にあたっての留意事項

事業計画変更申請にあたって、当該申請に係る土地の権利の設定又は移転を伴う場合には、別途法第5条に規定する農地転用許可申請を要する。

なお、農地転用許可申請と添付書類が重複するときは、その添付を省略することができる。